

茨城労働局発表
平成23年11月2日

担 当
茨城労働局労働基準部
健康安全課長 橋本 篤弘
同係長 土井 昌利
電 話 029(224)6215

登録教習機関に対する業務停止処分について

茨城労働局（局長 鬼丸良一）は、平成23年11月1日、下記の登録教習機関に対して業務停止処分を行いました。

記

1 処分の対象機関

社団法人日本ボイラ協会

所在地 東京都港区新橋5-3-1

（茨城支部 茨城県水戸市梅香1-5-5）

代表者 会長 高村 淑彦

2 処分年月日

平成23年11月1日

3 処分の理由

上記の機関は、茨城労働局長の登録を受けて、労働安全衛生法に基づく技能講習（ボイラー取扱技能講習、普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習、化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習）を行うものであるが、同機関では技能講習規程で定める所定の講習時間に満たない時間数で、当該講習を行っていたもの。

4 処分の内容

上記の技能講習に係る業務について、業務停止2ヶ月

5 処分期間

平成23年11月1日から平成23年12月31日

6 参考事項

（1）講習時間不足となった理由

技能講習規程で定める講習時間内に、1時間当たり約10分の休憩を入れて講習を行っていたため、講習時間に不足が生じたもの。

（2）その他

- 「登録教習機関」とは、労働安全衛生法第14条（作業主任者）、同法第61条第1項（就業制限）、同法第75条第3項（免許試験）の規定に基づき、都道府県労働局長の登録を受けて、厚生労働省令で定めるところにより、

技能講習（又は教習）を行う教習機関のことである。

- 茨城労働局管内では、現在、34の機関が茨城労働局長の登録を受けて技能講習及び教習を行っている。
- 技能講習に必要な時間数については、各技能講習規程において定められており、「ボイラー取扱技能講習、化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習、普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習規程」では、ボイラー取扱技能講習が合計14時間、化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習が合計21時間、普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習が12時間と定められている。